

大家一起学劳动法律

No.1 有关震灾之后的劳动问题

こんにちは。今号から、外国人労働者をめぐる法律問題に関するコラムを担当させていただくことになりました「マイグラント研究会—外国人労働問題相談室」です。以前にも、本紙で約10回にわたって、外国人労働者のための法律知識を紹介させていただきました。

私たち「マイグラント研究会—外国人労働問題相談室」は、外国人労働者の方の法律問題に取り組んでいます。弁護士や労働組合関係者が、外国人労働者の方の相談にのり、必要な場合には弁護士が裁判も担当しています。私たちは、このコラムで、そうした外国人労働者の方からの様々な相談事例と解決方法をご紹介していきたいと思います。労災や解雇などの労働問題のほか、外国人の方が直面するその他の法律問題に関する事例もご紹介する予定です。

さて、この3月11日、東北地方を中心に大地震が発生し、津波等の被害で多くの方がなくなられました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の一日も早い復興を強く願っております。今回は、震災がきっかけで発生するであろう労働問題についてお話ししたいと思います。

まず、地震や津波でなくなられたり怪我をされた場合に、労災保険からの補償があるか否かという問題です。一般に、勤務中の事故であっても、災害による事故の場合には、労災保険による補償が認められない場合が多いと思われます。ただ、たとえば、漁船に乗り組んでいて津波に海に投げ出されて亡くなったような場合や、高所で作業中に地震の揺れで転落して怪我をされたような場合には、労災保険による補償が認められる可能性があると思われます。

また、東日本大震災をきっかけに、原子力発電所の事故の不安もあって、一時帰国される外国人の方が増えているようです。けれども、労働者の方が帰国されるにあたっては、雇用主との間で、今後の勤務や契約についてきちんと話をしておくなければ、後々トラブルになる可能性があります。震災や原子力発電所の事故と直接関係のない労働者の方が帰国されるような場合や、一時帰国が長期にわたるような場合には、解雇が認められる場合もあると思われます。逆に、雇用主の方は、後々のトラブルを避けるためにも、労働者の

方が帰国される前によく話し合い、合意退職の形をとっておかれたほうがよいと思思います。

震災がきっかけで発生するであろう労働问题是他にもたくさんあると思われますし、もっと詳しくお話ししたいところですが、紙面に限りもあり、今回のところはここまでとさせていただきます。今後も、外国人労働者の法律問題を紹介する中で、折に触れて、震災をめぐる法律問題を取り上げたいと思います。

労災、賃金未払いなどの労働問題でお悩みの方は、「マイグラント研究会—外国人労働問題相談室」までご相談ください。

FAX(中国語可)
06-6223-8101
メール(中国語可)
migrant-worker@nifty.com

大家好！我们是“外国人劳动者研究会—外国人劳动问题商谈室”，从这期报纸开始，我们将刊登有关外国人劳动者的各种法律问题的专栏。以前我们也在此报刊上介绍过十次有关外国人劳动者的法律知识。

我们“外国人劳动者研究会—外国人劳动问题商谈室”致力于外国人劳动者的法律问题。律师和劳动组合的相关者将应答来自外国人劳动者的商谈，如果有必要律师还负责打官司。在此专栏中我们将介绍来自外国人劳动者的各种商谈事例和解决方法。除了工伤和解雇等劳动问题以外，还将介绍外国人面对的有关其他法律问题的事例。

3月11日以东北地区为中心发生了大地震和海啸灾害，很多生命逝去。在此我们向他们表示哀悼，并且祝愿受灾地区能够尽快复兴。这次我们想介绍由于灾害引起的一些劳动问题。

首先我们回答在地震时死亡或受了伤的情况下，是否能从工伤保险得到赔偿的问题。一般，即使是在工作

外国人労働者法律相談

Migrant Worker マイグラント研究会



时间内遇到事故，但原因是自然灾害的话，在多数情况下工伤保险是不给予赔偿的。但是，例如正在渔船上却遇到海啸被抛到海里，或者在很高的地方工作时正好遇到地震被摇晃地跌下来受了伤的话，就有可能得到工伤保险的赔偿。

另外，由东日本大地震而引发的核电站事故制造了大量不安气氛，暂时回国的外国人不断增多。但是如果劳动者和雇主之间不商量好以后的工作合同等问题就回国，之后有可能引起很多麻烦。和地震或核电站事故没有直接关系的劳动者如果暂时回国，并且时间较长的情况下，有可能被解雇。相反的，为了避免今后的麻烦，雇主也应该在劳动者回国之前和本人好好商量，如果能达成合意退职的话比较好。

其它由灾害引起的劳动问题一定还有很多，我们也想一一详细介绍，但是由于纸面有限，这次我们就谈到这里。

由于工伤，不付工资等劳动问题正在烦恼的您，请向我们“外国人劳动者研究会—外国人劳动者问题商谈室”商谈。

传真(可用汉语) 06-6223-8101
电子邮件(可用汉语)
migrant-worker@nifty.com
网站 <http://migrant-worker.org/>

此外，我们研究会商谈室将在4月23日(周六)举办免费电话法律商谈会。时间是上午10点到下午3点，电话号码是06-6361-0110(只限用于当天)。我们有汉语(标准语)翻译。除了工伤和不付工资等问题之外，我们也受理关于交通事故或离婚等一般的法律问题。

国际法务篠田行政書士事務所

- 各種在留資格の認定、変更、更新
- 永住、定住、日本人の配偶者等、留学
- 就学、技能、技術、人文知識、国際業務
- 投資、経営、研修、親族訪問、商務考察等
- 在留特別許可、帰化(日本国籍取得)

- 会社の設立、記帳会計
- 各種許認可の申請手手続き
- 中国大使館の各種認証協助
- 外務省認証、法務局請求代理
- 承接中日文翻訳(由日本人校訳)

法務大臣認定 入管申請取次行政書士(大阪府行政書士会員 第5123号)

擅長處理各類疑難問題、秘密嚴守、為您排憂解難

〒552-0004 大阪市港区夕丘1-8-25 地鐵中央線朝汐橋駅7番出口徒歩5分

TEL/FAX:06-7177-2731

携帯: 080-3108-9176 (SB) (24時間中、日文可)

入管管理局 **タクミ** 国際法務行政書士事務所
申請取次 法務大臣承認 取扱 06-161号
大阪工商会议所会員 K-03-76409

投资・经营・并购(日本企业的收购)

拒签再申请・许可率高(大阪・名古屋・广島・高松・福冈・日本全国入管均可)

营业时间: 月~土 9:00~18:00 日曜、祝日预约可 E-mail:takumi@aurorao.ocn.ne.jp

★入管业务全般(不用本人出席, 全般代 ★法务关联(中国日本))

理由) 会社(中日语可)设立、变更, 会社股东的权力、转让、不动产登记相谈等手续

经营、就职、转职、研修、技能、就学、留学、结婚、离婚等 ★会計账簿、各种决算报告书作成等

★在留特别许可的相谈, 黑转白、出头、韩国语、中日英翻译、DNA亲子鉴定

面会等 日本人老师为您相谈(有翻译)

和前夫(前妻)的子女办成养子手续和日本人丈夫的离婚 / 再婚手续, 特别在留资格的申请代理

地下鉄谷町4丁目駅3番出口より3分 〒540-0026 大阪市中央区本町1丁目3番

9号内本町中央ビル9階903号

(中文) 06-6945-0878 (日本人老闆) 080-3835-7878 (SoftBank) 090-9092-6144 (北京IP) 010-5160-0153 (中國內地)

大林行政书士事务所 华人专业入管·法务商谈

征聘	[中餐馆]厨师・面点师的征聘商谈 [国际结婚]配偶者的资料办理 [亲属・家属]的资料办理商谈
营业・经营	[中餐馆]的开店商谈/事业计划书的作成 [酒吧・社交室]的开店商谈/风俗营业许可的申请 设立公司的商谈/投资经营者签证的商谈
变更	日本配偶者→离婚→定居者 留学生→就职→就职签证
更新	日本人配偶者→离婚→再婚→日本人配偶者→ 就取签证→转职→就取签证
归化・永住	永住许可・归化(取得日本国籍)
其他	[非法在留]在留特别许可 [拒签后]再申请的商谈 从[出国准备期间]开始接受商谈
离婚商谈	不同意离婚[离婚后的签证]商谈

大力支援留学生	面试时的对策指导 直接给您能够合格的履历书的写法
---------	-----------------------------



大阪市中央区内淡路町1丁目3番11号和シティーコーポ上町603

中文可(代表)

06-7171-0164

首次电话商谈

<http://www.obayasi.jp>

地下鉄谷町線「天満橋駅」4番出口

地下鉄谷町線「中央線」谷町4丁目駅4番出口

関西華文

マイグラン特研究会—外国人労働問題相談室

大家一起学劳动法律

No.2 震灾后想回国，怎么办？

今回も前回に引き続き、震災と外国人労働者をめぐる法律問題についてお話ししたいと思います。

今回の東日本大震災では、原子力発電所での放射能漏れ事故が発生したため、被災地以外に住む中国人の方も多数帰国されているようです。

仕事を持っている人が帰国するということは、仕事を休むことになるので、どういう方法で休むかを検討しておきましょう。

まず、有給休暇を利用する方法があります。この場合、休暇中の給料も支払われます。6ヶ月間勤務を継続し、かつ出勤率が80%以上の人（出産休暇や育児・介護休業中も出勤したことになります）だと、10日間の有給休暇が与えられます。さらに勤務日数が増えると、有給休暇の取れる日数も増え、最高20日間となっています（労働基準法39条）。もちろん、法律で定めた基準は最低限度ですから、会社によってこれより多くの日数を与えている場合もあります。

ただ有給休暇の請求に対し、会社はやむを得ない場合、時季変更権を行ないます。例えば、建設業者や廃品回収業者など震災後に忙しくなる会社において、別の労働者を確保できない場合、別の時期に有給休暇を取るよう変更を求めることがあります。

このように、給料がもらえるというメリットがありますが、時期を変更された場合や、帰国期間が数週間になる場合には使えません。

次に、会社と話し合って、休暇をもらうことが考えられます。この時の、復帰の時期、復帰したときの労働条件、休暇中の給料などを話し合っておきましょう。

最後は、退職です。使用者から、退職や退職する時期について了解が得られた場合は問題が生じない（同意退職）。一方、使用者から辞めることは困るといわれる場合は法律や就業規則の定めに従う必要があります。一例を挙げれば、労働契約期間が特に決まっていない労働者の場合は、就業規則の定める期間（たとえばヶ月前など）か、あるいは、就業規則で決まっていなければ、退職前2週間前までに退職を申し出なければなりません（民法627条）。ただし、すぐに退職しなければいけない「やむを得ない」事情があれば、直ちに退職することができます。なお、退職前に、先ほどお話をした有給休暇を消化して有給分の給与を受け取れる様にし、有給休暇を消化し終わった日を退職日とするというのも1つのやり方です。

また、いきなり勝手に帰ってしまったという場合、

無断欠勤を理由として解雇されてしまうこともあるので、会社と相談してから帰国するのが、後々のトラブルを回避でき良いでしょう。

最後に、日本人経営者の感覚として、被災地の従業員が一旦帰国したいと言った場合、これを認める可能性は高いですが、被災地以外の従業員が、放射能が怖いと言って帰国することについては受け容れ難いかと思われます。詳しいことは、個別の事情によりますので、弁護士にご相談ください。

这次我们接着上一期的话题，给大家讲一些有关地震灾害和外国人劳动者的法律问题。

在这次东日本大震灾中，由于发生了核电站的放射能泄漏事故，所以很多住在受灾地区之外的中国人也回国了。

如果有工作的人回国，就变成不能上班了，让我们来研究一下利用怎样的方法来休息为好。

首先我们使用带薪休假的方法。如果利用这种方法，即使在休息期间也可以拿到工资。如果持续出勤六个月，并且出勤率是80%以上的人（产假或育儿、介护休业期间也可以算成是出勤），可以获得10天的带薪休假。并且如果工作的日子增加了，可以获得的带薪休假日也会增加，最多可达20天（劳动基准法39条）。当然法律规定的基本是最少限度，所以根据公司不同也可能规定更多的天数。

但是，针对带薪休暇，公司在不得已的情况下，有权利变更其期间。比如，建筑业或者废品回收业等在震灾之后会变得非常繁忙，如果公司无法找到其他劳动者，就有权要求职员在别的时期使用带薪休假日。

如上所述，虽然其优点是可以拿到工资，但如果被改变了时期，或回国时间超过几个月的话，就不能使用。

其可以和公司商量请假。这时，最好商量好恢复上班的时间，恢复后的劳动条件，休息期间的工资等事宜。

最后是退职。如果使用一方对于退职和退职时间都同意了（同意退职）就不会出现任何问题。但另一方面，如果使用一方认为退职会给公司带来不便的话，就有必要服从法律或就业规则。让我们来举一个例子，没有特别规定劳动合同期间长短的劳动者，必须在就業規則所规定的期间（比如一个月之前等）或在没有规定的情况下为两个星期之前申请退职（民法627条）。但是，如果有必须马上退职的“万不得已”的情况，则可以马上退职。另外，在退职之前，可以消化刚才讲过的带薪休假日，把消化了所有带薪休假日之后的日子作为退职日也是一种聪明的做法。

另外，如果您突然回国，有可能被认为是擅自休假并以此为理由被解雇，所以我们推荐您在回国之前和公司好好商量，这样可以回避以后的诸多麻烦。

最后，我们认为如果是受灾地区的工作人员提出要暂时回国，作为日本人经营者很有可能理解和同意，但是在受灾地区之外的工作人员，说因为害怕放射能要回国的话，很难被理解和同意。详细情况由于各有所异，要看具体情况而定，请务必找律师商量。

由于工伤，不付工资等劳动问题正在烦恼的您，请向我们“外国人劳动者研究会—外国人劳动者问题商谈室”商谈。

传真（可用汉语） 06-6223-8101

电子邮件（可用汉语）

migrant-worker@nifty.com

网站 http://migrant-worker.org/

免费 中国人专用 法律电话商谈

· 律师通过电话为您解答问题。

· 我们备有会讲普通话的翻译。

· 您的来电内容绝对不会被泄漏出去（严守秘密）。

· 当天的免费电话商谈，每位只限一次，二十分钟。

· 如果希望继续商谈者，我们将受理面谈形式的收

费商谈。

· 要求加班费、不合理的解雇、工作时负伤、离婚、继承、遗嘱、交通事故、借钱问题、付房租、儿童的权利等，任何问题都请您随意来电向我们商量。

时间 4月23日（周六）

上午10点～下午3点

电话 06-6361-0110

（只限当天可以通话）

主办：外国人劳动者研究会—外国人劳动者问题商谈室

“外国人劳动者研究会”致力于研究居住在日本的外国人劳动者等的法律问题。律师和劳动组合的相关者将应答各种问题，有必要时律师还负责打官司。



国际法务篠田行政書士事務所

◎各種在留資格の認定、変更、更新 ◎会社の設立、記帳会計
◎永住、定住、日本人の配偶者等、留学 ◎各種許認可の申請手続き
◎就学、技能、技術、人文知識、国際業務 ◎中国大使館の各種認証協助
◎投資、経営、研修、親族訪問、商務考察等 ◎外務省認証、法務局請求代理
◎在留特別許可、帰化（日本国籍取得） ◎承接中日文翻訳（由日本人校訳）

法務大臣認定 入管申請取次行政書士（阪行第08-77号） 大阪府行政書士会員 第5123号

擅長處理各類疑難問題，秘密嚴守，為您排憂解難

〒552-0004 大阪市港区夕凪1-8-25 地鉄中央線朝汐橋駅7番出口徒歩5分

TEL/FAX:06-7177-2731

携帯：080-3108-9176 (SB) (24時間中、日文可)

入管管理局 外務省 法務省
申請取次 国際法務行政書士事務所
投资・经营・并购（日本企业的收购）http://www6.ocn.ne.jp/~takumi17/

拒签再申请・许可率高（大阪・名古屋・广島・高松・福岡・日本全国入管均可）

营业时间：月～土 9:00～18:00 日曜、祝日预约可 E-mail:takumi@aurorao.ocn.ne.jp

★入管业务全般（不用本人出席，全般代理）★法务机关（中国日本）

各种签证的认定、更新、变更（永住、定住、投资、离婚等）
会社（中日语可）设立、变更，会社股东的权力、经营、就职、转职、研修、技能、留学、结婚、转让、不動产登记相談等手续

★在留特别许可的相談，黑转白、出头、面会等
和前夫（前妻）的子女办成养子手续和日本人民夫的离婚／再婚手续，特别在留资格的申请代理

（中文可）SB 090-9092-6144
(中文可) 06-6945-0878
(日本人老师) 080-3835-7878
北京 IP 010-5160-0153 (中国国内话)

日本人老师为您相談（有翻译）
地下鉄谷町4丁目駅3番出口より3分

〒540-0026 大阪市中央区本町1丁目3番
9号内本町中央ビル9階903号

大阪大林行政書士事務所 华人专业入管·法务商谈

征聘 [中餐馆]厨师、面点师的征聘商谈
[国际结婚]配偶者的资料办理
[亲属·家属]的资料办理商谈 等等

营业·经营 [中餐馆]的开店商谈/事业计划书的作成
[酒吧·社交室]的开店商谈/风俗营业许可的申请
设立公司的商谈/投资经营者签证的商谈 等等

变更 日本人配偶者→离婚→定住者
留学生→就职→就职签证 等等

更新 日本人配偶者→离婚→再婚→日本人配偶者→
就职签证→转职→就职签证 等等

归化/永住 永住许可·归化（取得日本国籍）

其他 [非法在留]在留特别许可
[推签后]再申请的商谈
从[出国准备期间]开始接受商谈 等等

离婚商谈 不同意离婚[离婚后的签证]商谈 等等

大力支援留学生
面试时的对策指导
传授给您能够合格的履历书的写法

在本事务所可以商谈的事项
不动产件介绍
住宅贷款商谈
入管管理局、外务省、法务省、领事馆 所有手续
婚姻问题相谈
设立公司 风俗店营业许可
内外装修工程
厨房·看板
酒社
内外装修工程
厨房设备新品·二手
照明·各种看板

大林事务所 姐妹店 店铺的综合计划
中餐馆·居酒屋/酒吧·社交室
按摩室·美体室/麻将馆 等等
店铺的介绍
内外装修工程
厨房设备新品·二手
照明·各种看板
免费报价
(株)英幸社
电话号码与大林行政书士事务所相同

大阪市中央区内淡路町1丁目3番1号西浜シティーコーナー603 中文可(代表)

大林行政书士事務所 咨询 06-7171-0164

首次电话商谈
免费

http://www.obayasi.jp

地下鉄谷町線「天満橋駅」4番出口
地下鉄谷町線「谷町4丁目駅」4番出口
関西華文

大家一起学劳动法律

被擅自拿走的银行存折 取り上げられた預金通帳

工場などで働く研修生・技能実習生や、技能の在留資格で働く調理師などの方によく見られるのですが、就労先の会社が賃金の一部を労働者に支払わずに労働者の預金口座に振り込んで、就労先の会社や労務会社がその口座の通帳と印鑑を管理していることがあります。たとえば月々の賃金のうち5万円程度を会社が管理するすれば、その金額は1年間で60万円にもなります。

これは、酷い労働条件の下で働く労働者が会社に反抗したり、労働者がより労働条件のよい他の会社に移ったりすることを防ぐ目的があるものと思われます。そのため、会社は、契約の期間が終わるか、労働者が帰国する直前まで、預金通帳や印鑑を返してくれません。

けれども、賃金の一部を支払わないことは、賃金は原則として全額現金で支払わなければならないとし、また、労働者に強制的に貯金せざることを禁止した労働基準法の規定に違反しています。昨年7月の新しい技能実習制度の実施にともない国際研修協力機構が定めたガイドラインでも、技能実習生に強制的に貯金せざることは禁止されています。そればかりか、会社が管理していた預金を勝手に引き出して処分したり、会社のものにしたりする行為は、刑法の横領罪に該当するものと思われます。けれども、こういった例はなかなかあとを絶ちません。

私たちが担当した事件でも、最初に就労していた会社から不丁寧に解雇され、仕方なく別の会社に移った中国人調理師の方が、斡旋会社に取り上げられていた預金通帳と印鑑を返してもらはず、気付いたときには、残っていた預金が斡旋会社によって全額引き出されていたという事件がありました。相談を受けた私たちは、当初、斡旋会社に預金の返金を求める請求文書を送りましたが、斡旋会社はなかなか請求に応じようとはしませんでした。やむなく、私たちは、斡旋会社が預金を引き出した証拠を集めたうえで、横領罪で斡旋会社の社長と従業員を警察に告訴しました。警察から連絡を受けた斡旋会社は、大慌てで、勝手に引き出した預金全額と、わずかではありませんが慰謝料を支払いました。

このように、就労先の会社や斡旋会社の行為の中には、単に労働法を守らないことよりも、犯罪にあたる行為もあります。そういう会社の行為に苦しんでおられる方は、泣き寝入りせず、労働基準監督署などに相談されることをお勧めします。

私たちマイグラン特研究会へ外国人労働問題相談室では、弁護士が、労災、賃金未払いなどの労働問題をはじめ、交通事故、離婚など外国人の方々の法律問題を取り組んでおります。法律問題でお悩みの方は、「マイグラン特研究会—外国人労働問題相談室」までお気軽にご相談ください。もちろん、秘密は厳守します。

ホームページ
<http://migrant-worker.org/>
FAX (中国語可) 06-6223-8101
メール (中国語可)
migrant-worker@nifty.com

在工厂等单位工作的研修生、技能实习生们，或者持有技能在留资格的厨师等，经常受到一些不当待遇，常见的是公司不支付给他们工资中的一部分，而是擅自汇入劳动者的银行存折里，而这个存折和图章却由公司或劳务公司来管理。如果每个月的工资之中5万日元都由公司来管理的话，一年积攒起来就高达60万日元。

这样做的目的主要是为了防止在艰苦劳动条件下工作的劳动者对公司反抗，或者跳槽到其他条件更好的公司去。因此，公司到合同结束为止，或者到劳动者马上就回国为止，都不还给他们银行的存折和图章。

劳动基准法有规定，原则上来说工资必须全额以现金形式支付，并且不准强迫劳动者存款。不支付一部分工资是违反劳动基准法的。去年七月新的技能实习制度开始实行了，同时在国际研修协力机构规定的指南中也有禁止强迫技能实习生存款的项目。不仅如此，有的公司还擅自拿出来，擅自处理或者将其当作公司的存款。

外国人労働者法律相談

Migrant Worker マイグラン特研究会



这些行为将被作为刑法的贪污罪。即使如此，这种事例还是屡次发生，无法根除。

在我负责的案件里有这样一个案例，有一位中国籍的厨师，被最初工作的公司无故解雇之后，没有办法只好去其他公司工作，却无法向中介公司要回当初被擅自管理的银行存折和图章，最后去查的时候才发现其中的存款已经被中介公司全部取了出来。本人来和我们商量时，当初我们给中介公司发了一份书面要求，要求他们还钱，但是他们不予理睬。没办法，我们只好收集各种证明中介公司擅自取钱的证据，然后以贪污罪去警察局告了该公司的老板和工作人员。接到警察通知的中介公司才慌忙支付了他们擅自取出的全部存款和一些精神赔偿费。

如上所述，在工作单位和中介公司的各种行为中，不仅有不遵守法律的地方，甚至还有构成刑事犯罪的行为。如果您受到诸如此类，来自公司的欺压，千万不要忍气吞声，请一定到劳动基准监督署等处商量。

我们“外国人劳动者研究会—外国人劳动问题商谈室”致力于居住在日本的外国人劳动者们的法律问题。主要以工伤(劳灾)、不支付工资等劳动问题为主，也涉及交通事故、离婚等各种法律问题。如果您在法律方面有烦恼，请随意到“外国人劳动者研究会—外国人劳动问题商谈室”来商量。当然我们为您保密。

传真 (可用汉语) 06-6223-8101
电子邮件 (可用汉语)
migrant-worker@nifty.com
网站 <http://migrant-worker.org/>

虹桥国际结婚相谈所

鶴橋会之聲 緊急募集在日中國女性！



規格外パーティー

入会後、本人可用手机屏幕，随时随地确认男性容貌等。
若彼此中意，即可安排正式见面。

日中ブリッジ有限会社

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番20号アルス大手前プレミア604号
交通：地下鉄谷町線「天満橋」駅3番出口より 元大阪入国管理局方面徒歩2分。
TEL/FAX: 06-6872-4149
<http://www.jc-bridge.net/>
QQ: 185066653 携帯: 090-9288-4179 屈先生
E-mail: akiko4121@yahoo.co.jp

日中国際結婚

★3月14日（朝日新聞）（大阪版）、4月10日NHK卫星第一（アジアクロスロード）栏目都介绍了本结婚相谈室。

- ♡ 26歳、会社員、初婚、大卒、165cm、350萬円
- ♡ 32歳、会社員、初婚、大卒、175cm、400萬円
- ♡ 39歳、自営業、初婚、高卒、180cm、500萬円
- ♡ 43歳、自営業、初婚、大卒、165cm、800萬円
- ♡ 48歳、会社員、初婚、高卒、175cm、600萬円
- ♡ 50歳、会社員、初婚、高卒、170cm、450萬円
- ♡ 55歳、公務員、再婚、大卒、176cm、900萬円
- ♡ 62歳、自営業、再婚、高卒、165cm、450萬円

★在中国国内女性同時集中

★独立相談室經營者集中

有限公司 口イヤル

<http://www.iikekkon.jp>

TEL:072-997-1020
FAX:072-997-8050
携帯:090-6675-1331(中国語)
E-mail: info@iikekkon.jp

営業時間:AM10:00~PM18:00(星期二休息)

〒581-0802 大阪府八尾市北本町2-3築山ビル4F(近鉄八尾駅西出口前)

日本人経営の安心と安全の国際結婚相談所



在日の中国人女性を募集しています！

女性の費用全部由男方承担 女性側完全無料!!
女性に必要な費用は全て男性が負担しますので、女性の負担はありません。

※ 登録、お見合い、紹介費、すべて無料！

インターネットから簡単に無料入会！
www.happy-bridal.be

日本全国に男性会員が多く在籍!! 全国の男性と結婚可能です!!
全国の女性が簡単に入会可能です！携帯電話、QQ、Eメール、インターネット。
当社への来社は不要です。自宅から入会可能!!

国際結婚相談所 JCワールド株式会社

Softbank : 080-4393-1280 担当: 部 中国語可
QQ : 1422829663 E-mail : zou825@i.softbank.jp

結婚募集

日本籍（中国人、会说中文），大阪在住，46岁，会社员，再婚，无孩子，年收400万，婚后稳定。外表一般，本人有一层独楼，一台汽车。本人性格好，善良。认真、老实、温柔，婚后不和父母同住，婚后想要孩子。寻找35岁左右的女人为伴。有孩子可，白头到老。

电话：平常夜6点以后
土、祝、日24小时可
080-2416-4748

結婚募集

私の友人は日本人で大阪に住んでいます。とても優しく、心温かい人です。ぜひ、優しい中国人女性と結婚したいと思っていました。

大阪は地震の心配も無く安心です。ぜひよろしくお願いします。

090-6005-5037

次

勺必然
大的大
真实
的朋友
极贡
回答
性私
户市一
仁
爾
として
まい！氏
dc)
料！J
D
友
心生活
的中
中國

大家一起学劳动法律

离婚后300天之内出生的孩子的父亲应该是谁？

今回は、いつもとは話題を変えて、外国人と日本人の間に生まれた子どもの話。

日本の民法では、「婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」と定められており、「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」とされています。

この規定があることで、日本人の男性と離婚した外国人女性が、離婚後300日以内に前夫の子ではない子どもを生んだ場合に、様々な問題が生じてしまします。

まず、子どもの出生届を子の出生後14日以内に市役所等の役所に提出しなければなりませんが、出生届を提出する際には、上記の規定により、別れた前夫を父として出生届を提出せざるを得ず、眞実に反して、子どもは前夫の子として日本国籍を取得することになってしまいます。

この様な場合に、実際には子どもの父親は前夫ではないわけですから、前夫を父とする子の戸籍を訂正してもらう必要があります。

具体的な手続としては、前夫が行方不明であったり、海外滞在中や在監中、事実上の離婚状態にあり夫婦関係が断絶していたと言え、母が前夫によって懐胎することが不可能な場合には、親子関係不存在確認調停という手続を家庭裁判所において行い、その結果に基づき、戸籍訂正の申請をすることになります。

ここまですると、ようやく子の父親は前夫ではないという内容の届出が終了することになります。

なお、日本人である前夫の子でないということになる以上、外国人として種々の届出をしなければならなくなります。本来であれば、外国人は、出生後60日間を超えて日本に滞在しようとする場合には、出生後30日以内に地方入国管理局に対して在留資格取得許可申請を行い、出生後60日以内に住所地の市役所等の役所に外国人登録の手続をしなければなりませんが、上記の様な親子関係不存在確認の手続を経た場合には、同手続に基づく戸籍訂正が終了してから上記各手続を取ることになります。

このように、子どもの出生に際して、非常に煩雑な手続を経る必要がありますが、子どもには正確な自分

のルート（誰が父親なのかということを含む）を知る権利がありますし、眞実と異なる法律上の父子関係が存在することで様々な法的義務が発生しかねませんので、誤った内容のまま放置することなく、早急に上記各手続をとらなければなりません。

これらの各手続は、非常に煩雑である上、在留資格取得許可申請や外国人登録においては、通常の場合とは異なる書類の提出を求められることとなりますので、専門家である弁護士に依頼して手続を進めることをお勧めします。

この連載では、今後もときどき、外国人の方が直面する労働問題以外の法律問題についてもご紹介していきたいと考えています。

私たちマイグラン特研究会～外国人労働問題相談室～では、弁護士が、労災、賃金未払いなどの労働問題をはじめ、交通事故、離婚など外国人の方々の法律問題に取り組んでいます。法律問題でお悩みの方は、「マイグラン特研究会～外国人労働問題相談室」までお気軽にご相談ください。もちろん、秘密は厳守します。

ホームページ

<http://migrant-worker.org/>

FAX(中国語可) 06-6223-8101



以有必要订正记载着前夫为父亲的孩子的户籍。

具体手续方法是，如果前夫不知去向，或住在海外，在监狱里实际上处于离婚状态，两人之间没有夫妻关系，绝对不可能是前夫的孩子的情况下，可以去家庭裁判所办理确认父子关系不存在的调停手续，根据其结果来申请订正户籍。

手续办到这里，才终于可以结束证明孩子的父亲不是前夫的所有手续。

这样，如果不是日本前夫的孩子，那么作为外国人需要办理另外各种各样的手续。本来外国人要在日本逗留60天以上的情况下，必须在出生后30天之内向地方入国管理局申请取得在留资格的许可，并且在出生后60天之内在居住地的市役所办理外国人登记手续，但是如果办理了上述父子关系不存在的确认手续，那么可以在订正户籍之后再办各种有关外国人的手续。

如上所述，孩子出生之后需要办非常复杂的手续，但是孩子有权利知道自己的来处（包括知道谁是亲生父亲），并且如果在法律上存在着和事实不符的父子关系，就有可能发生各种法律上的义务，所以如果有这种错误的内容，不要放任不管，而务必尽快办理上述各种手续。

这些手续非常繁杂，并且在申请在留资格取得许可和外国人登记手续过程中，需要提交和一般情况不同的资料，我们推荐大家委托这方面的专家律师。

我们的连载除了外国人面对的劳动问题之外，还将介绍一些其他方面的法律问题。

我们“外国人劳动者研究会～外国人劳动问题商谈室”致力于居住在日本的外国人劳动者们的法律问题。主要以工伤（劳灾）、不支付工资等劳动问题为主，也涉及交通事故、离婚等各种法律问题。如果您在法律方面有烦恼，请随意到“外国人劳动者研究会～外国人劳动问题商谈室”来商量。当然我们为您保密。

传真（可用汉语） 06-6223-8101

电子邮件（可用汉语）

migrant-worker@nifty.com

虹桥国际结婚相谈所

鵠会之聲 緊急募集在日中國女性！
胡別ハーテー

入会料：本人可用手机屏幕，随时随地确认男性容貌等。
若彼此同意，即可安排正式见面。

日中ブリッジ有限会社

〒540-0012
大阪市中央区谷町2丁目1番20号アルス大手前プレミア604号
交通：地下鉄谷町線「天満橋」駅3番出口より元大阪入国管理局方面徒歩2分。
TEL/FAX: 06-6872-4149
<http://www.jc-bridge.net/>
携帯：090-9288-4179 屈先生
E-mail: akiko4121@yahoo.co.jp

征婚启事

某男，52岁，中国籍。永住者，大阪在住。会社員，工作稳定。诚征40岁以上，大阪在住，有在留资格的中国女性。有意者请电话联系：

090-3616-1270

征婚

本人男33岁，吉林省长春市人，现住名古屋。本科学历，身高175cm，无不良嗜好，来日本快10年了。现在在一家贸易公司上班（做翻译），工作稳定。在日本想找一位女士为终身伴侣。一定要孝敬父母。东北人优先。中介勿扰、非诚勿扰！有意者请速联系。QQ:539005148

080-5335-8158位先生

關西國際結婚

★3月14日（朝日新聞）（大阪版）、4月10日NHK卫星第一（アジアクロスロード）栏目都介绍了本结婚相谈室。
●26歳、會社員、初婚、短大卒、165cm、350萬円
●32歳、會社員、初婚、大卒、175cm、400萬円
●39歳、自営業、初婚、高卒、180cm、500萬円
●43歳、自営業、初婚、大卒、165cm、800萬円
●48歳、會社員、初婚、高卒、175cm、600萬円
●50歳、會社員、初婚、高專卒、170cm、450萬円
●55歳、公務員、再婚、大卒、176cm、900萬円
●62歳、自営業、再婚、高卒、165cm、450萬円
★在中国国内女性同時募集中
★獨立相談室經營者募集中

有限公司 口イヤル

<http://www.iikekkon.jp> TEL:072-997-1020
FAX:072-997-8050 携帯:090-6675-1331(中国語)
營業時間:AM10:00~PM18:00(星期二休息)
〒581-0802 大阪府八尾市北本町2-3-9築山ビル4F(近鉄八尾駅西出口前)

日本人经营的安心与安全的国际结婚相谈所

在日の中国人女性を募集しています！



女性的費用全部由男方承担 女性側完全無料!!
女性に必要な費用は全て男性が負担しますので、女性の負担はありません。

※ 登録、お見合い、紹介費、すべて無料！

インターネットから簡単に無料入会！
www.happy-bridal.be

日本全国に男性会員が多く在籍！全国の男性と結婚可能です！！
全国の女性が簡単に入会可能です！携帯電話、QQ、Eメール、インターネット。
当社への来社は不要です。自宅から入会可能！！

国際結婚相談所 JCワールド株式会社
Softbank : 080-4393-1280 担当:邹 中国語可
QQ : 1422829663 E-mail : zou825@i.softbank.jp

大家一起学劳动法律

如果在工作时受伤了 仕事中にけがをしたら

日本で働く外国人労働者の中には、日本人が嫌がるような危険な職場で働いている方が少なくありません。そのため、仕事中の事故でけがをする外国人労働者はあとを絶ちません。私たちの研究会の弁護士にも、機械で指を切断してしまったり、作業中に高所から転落して腰に障害を負つたりしたケースの相談がたくさん寄せられています。

このような仕事中のけがについては、労災保険が適用され、治療費の全額や仕事を休んでいた間の賃金の6割(特別支給金を合わせると8割)が労災保険から支給されます。また、後遺症が残った場合には、その障害の程度に応じて、障害を補償するための一時金や年金が支給されます。こうした労災保険の支給手続きは、本来、雇用主がしなければなりませんが、中には、外国人には労災保険が適用されないとか、うちは労災保険には加入していないとか言って、手続きをとってくれない雇用主もいると思います。けれども、外国人にも労災保険は適用されますし、労働者を雇う以上、労災保険は加入しなければなりませんから、そのようなことは許されません。

また、仕事中のけがについては、労災保険が適用されるほか、雇用主に対して損害賠償請求をすることもできます。雇用主には、労働者の安全に配慮する義務があるからです。その場合、請求できるのは、労災保険ではまかなかわれない仕事を休んでいた期間の賃金の4割。後遺症がなければ将来働いて得ることができたであろう利益の賃償、けがや後遺症についての慰謝料などです。ただし、事故の状況等によっては、雇用主の責任が認められないことや、労働者の過失のために損害賠償額が減らされることがあります。また、外国人の場合には、在留の目的や状況によって、日本人に比べて低い額の損害賠償しか認められないこともあります。実際に損害賠償を請求するには、裁判が必要な場合が多いと思われます。

たとえば、私が担当している中国人の技能実習生のケースでは、プレス機にまきこまれて指を切断し、長期間、入退院を繰り返しました。雇用主である会社が労災保険の適用を申請し、治療費の全額や仕事を休んでいた間の賃金の6割(特別支給金を合わせると8割)、後遺症を補償するための一時金が労災保険から支給されました。現在、雇用主に対して、労災保険でまかなかわれない損害の賃償を求めて裁判をしています。

もし、雇用主が労災保険の支給手続きをとってくれ

ないとか、雇用主に対して損害賠償請求をしたいという方がいらっしゃれば、私たちの研究会までお気軽にご相談ください。

なお、通勤途中に交通事故にあってけがをした場合や、仕事が原因で病気になったような場合(たとえば長時間労働のために心不全を起こして死亡したような場合)にも、労災保険が適用されることがあります。そのお話しはまた別の機会に。

私たちマイグラン特研究会~外国人労働問題相談室では、弁護士が、労災、賃金未払いなどの労働問題をはじめ、交通事故、離婚など外国人の方々の法律問題に取り組んでいます。法律問題でお悩みの方は、「マイグラン特研究会~外国人労働問題相談室」までお気軽にご相談ください。中国語での相談も可能です。もちろん、秘密は厳守します。

電話 06-6223-8100

※中国語での電話相談の場合、事務担当者は日本語で対応しますが、通訳人に電話を転送するか、近日中に通訳人を通じてこちらから連絡しますので、まず初めに事務担当者にご自身の氏名と電話番号をお伝えください。

FAX 06-6223-8101

メール migrant-worker@nifty.com

ホームページ http://migrant-worker.org/

在日本工作的外国劳动者中、有很多都从事日本人不愿做的比较危险的工作。因此在工作时受伤的外国劳动者也接连不断。我们研究会的律师也接到工作时被机器切断手指、从高处掉下来腰部受伤留下后遗症等很多案例。

工作时受了伤可以利用工伤保险，保险支付全部的治疗费以及因伤而不能工作期间的工资的百分之六十(包括特别支付金额就是百分之八十)。另外如果受伤导致后遗症，则根据残疾的程度支付一时补偿费或年金来补偿残疾。这个工伤保险的支付手续原则上应该是由雇主来办理的。有些雇主会说工伤保险不适用于外国人，或自己的公司没有加入工伤保险而不愿办理手续。但事实上工伤保险适用于外国人，并且雇主用了职员就必须加入工伤保险，所以他们这样说是错误的，不要轻信。

另外，如果在工作时受了伤，除了适用于工伤保险之外，还可以向雇主要求赔偿费。雇主有义务保障职员

關西法律

關西中文時報

外国人労働者法律相談

Migrant Worker マイグラン特研究会



的安全。这时可以要求的赔偿金有工伤保险不予支付的由于受伤而无法工作期间的工资的百分之四十、和如果没有后遗症将来可以通过劳动得到的工资赔偿以及对后遗症的精神赔偿费等。但是根据事故的情况不同，不能肯定是否是雇主的责任或事故由劳动者本身的过失而引发的，这样赔偿费就会被减少。此外，外国人还根据其在留目的和状况的不同可能被判出比日本人低的赔偿金额。在要求损失赔偿时，大多数都要通过打官司来解决。

比如我负责的一个中国技能实习生的案例，他的手被切压机切断，长期反复住院出院。雇主申请了工伤保险，支付了全额治疗费以及无法工作期间的工资的百分之六十(加上特别支付是百分之八十)，并且拿到了工伤保险给予的补偿后遗症的一次性补偿费。现在我们正在打官司对雇主要求赔偿工伤保险不予支付的损害赔偿。

如果出现雇主不给办理工伤支付手续情况，或者您想向雇主要求损害赔偿费的人，请务必向我们研究会商量。

此外，在上下班途中遇到交通事故受了伤，或由工作引发了疾病等情况(比如长时间劳动引起的心力衰竭而死亡的情况)，也可能适用于工伤保险。这些情况我们还会继续刊登介绍。

我们“外国人劳动者研究会~外国人劳动问题商谈室”致力于居住在日本的外国人劳动者们的法律问题。主要以工伤(劳损)、不支付工资等劳动问题为主，也涉及交通事故、离婚等各种法律问题。如果您在法律方面有烦恼，请随时到“外国人劳动者研究会~外国人劳动问题商谈室”来商量。也可以用汉语商谈。当然我们为您保密。

电话 06-6223-8100

※如要用汉语商谈，事务员先用日语应答，然后将电话转接给翻译，或者过后由翻译给您联系，所以请把您的姓名和电话号码告诉接电话的事务员。

传真 06-6223-8101

电子邮件 migrant-worker@nifty.com

网站 http://migrant-worker.org/

中國國際結婚相談所

鶴橋会之聲 緊急募集在日中國女性!

親身いバーイー

入会料本人可用手机屏幕，隨時隨地确认男性容貌等。

高級此中意，即可安排正式见面。

日中ブリッジ有限会社

大阪商工会議所会員 JBA日本結婚相談会 加盟相談所

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番20号アルス大手前プレミア604号

交通: 地下鉄谷町線「天満橋」駅3番出口より元大阪入管管理局方面徒歩2分。

TEL/FAX: 06-6872-4149

http://www.jc-bride.net/

QQ: 185066653 携帯: 090-9288-4179 届先生

E-mail: akiko4121@yahoo.co.jp

關西國際結婚

★3月14日(朝日新聞)(大阪版)、4月10日NHK卫星第一(アジアクロスロード)栏目都介绍了本结婚相谈室。

♡26歳、会社員、初婚、短大卒、165cm、350万円

♡32歳、会社員、初婚、大卒、175cm、400万円

♡39歳、自営業、初婚、高卒、180cm、500万円

♡43歳、自営業、初婚、大卒、165cm、800万円

♡48歳、会社員、初婚、高卒、175cm、600万円

♡50歳、会社員、初婚、高卒、170cm、450万円

♡55歳、公務員、再婚、大卒、176cm、900万円

♡62歳、自営業、再婚、高卒、165cm、450万円

★在中国国内女性同時募集中

★独立相談室経営者募集中

有限会社 ロイヤル

TEL: 072-997-1020

FAX: 072-997-8050

<http://www.iikekkon.jp>

携帯: 090-6675-1331(中国語)

営業時間: AM10:00~PM18:00(星期二休息)

E-mail: info@iikekkon.jp

Tel: 581-0802 大阪府八尾市北本町2-3-9築山ビル4F(近鉄八尾駅西出口前)

征婚启事

某男，52岁，中国籍，永住者。大阪在住，会社员。工作稳定，诚征40岁以上，大阪在住，有在留资格的中国女性。

090-3616-1270

在日外国人税务问题专家 佑盛税理士事务所

每周星期三、四有中文以及韩文的工作人员!
并在日外国人有10年(500个会社以上)
的长期合作经验!

● 日本的各种税金问题

● 投资经营的税金问题

(在日本开公司遇到的各种税金问题)

● 国际税务、融资问题

● 中国公司在日本设分公司时的
税务问题

● 各种税金的合理计算与返还

● 申请厨师签证、留学生变投资
签证时的税金问题

有限会社 I・S・K 佑盛税理士事务所

(大阪本社) 大阪市中央区道修町1-3-6

tel: 06-6226-1149 fax: 06-6226-1221

isk-keisan@yahoo.co.jp

名古屋支社 名古屋市中区栄1-23-16

tel: 052-203-1108

日本人経営の安心と安全の国際結婚相談所

在日の中国人女性を募集しています!

女性の費用全部由男方承担 女性側完全無料!!
女性に必要な費用は全て男性が負担しますので、女性の負担はありません。

※ 登録、お見合い、紹介費、すべて無料!

インターネットから簡単に無料入会!

www.happy-bridal.be

日本全国に男性会員が多く在籍! 全国の男性と結婚可能です!!
全国の女性が簡単に入会可能です! 携帯電話、QQ、Eメール、インターネット。
当社への来社は不要です。自宅から入会可能!!

国際結婚相談所 JCワールド株式会社

Softbank 080-4393-1280 担当: 部 中国語可

QQ: 1422829663 E-mail: zou825@i.softbank.jp

大家一起学劳动法律

如果被公司解雇了 会社をクビにならたら

母国を遠く離れて日本で生活する外国人にとって、会社をクビになることは、日本人以上に死活問題です。特に、「人文知識・国際業務・技術」などの就労を前提とする在留資格で日本に滞在する外国人にとっては、会社をクビになることは日本にいられなくなることに直結します。私たちマイグラント研究会へ外国人法律相談室の弁護士のもとにも、在留期限の直前に会社をクビになってしまいどうしたらよいか分からないという相談が寄せられることが少なくあります。

日本では、会社（使用者）は、合理的な理由がない限り、従業員（被用者）をクビにする（解雇する）ことはできません。期間が定められている雇用契約の場合にはさらに厳しく、やむを得ない事由がない限り、解雇は認められないこととされています。したがって、解雇に納得がいかない場合には、使用者に解雇理由を確認するとともに、できれば解雇理由を書面で示してもらうほうがよいでしょう。また、自分から退職の意思を示したり、そのような内容の書面に署名したりすることは決してではありません。

復職を希望する場合には、解雇には合理的な理由がなく解雇は無効として、使用者と交渉し、それで駄目なら、行政機関の個別労使紛争解決制度を利用したり、裁判を起こしたりすることになります。弁護士に依頼せずに解決しようと思えば、個別労使紛争解決制度を利用するとよいでしょう。

在留期限が迫っている場合には、弁護士に依頼して、裁判の一種である地位保全仮処分の申立てをすることが有効です。通常の裁判（訴訟）では結論（判決）が出るまでに最低でも1年、2年の時間がかかるため、訴訟をしている間に在留期限が来てしまします。その場合には、在留資格がなくなってしまう帰国しなければならないとなるか、1ヶ月か3ヶ月の短期滞在しか認められません。そこで、訴訟の判決が出るまでの間、従業員としての地位を仮に認め、毎月の給料を仮に払ってもらうよう求めるのが地位保全仮処分の申立てです。地位保全仮処分の手続きでは、2ヶ月程度で結論（決定）が出ます。被用者の主張を認められた場合でも、使用者が復職を認めようとしなければ、在留資格に見合った活動の実績がないとして、それまでどおりの在留資格の更新を受けることは難しいでしょう。けれども、何らかの在留資格が認められ、日本で生活し続けられる可能性は高くなります。毎月の給料を仮に払ってもらうこともあります。そのような決定を得た上で、改めて、復職を求めて、使用者と交渉したり、訴訟を提起したりするのがよいでしょう。

ただ、いずれにせよ、あくまで復職を求めようすれば、訴訟までしなければならず、一定の時間がかかる可能性が高いでしょう。控訴審まで合わせると、2、3年かかることも考えられ、その間、それまでどおりの在留資格が認められる可能性は低い

ため、日本に在留するための地位は不安定にならざるを得ません。

そこで、現実的には、何らかの在留資格が認めてもらい、日本にい続けられるようにするために地位保全仮処分を申し立てる一方で、別の仕事を探し始めるのがよいかかもしれません。そして、別の仕事が見つかれば、地位保全仮処分の手続きや訴訟の中で使用者と和解し、退職と引替えに使用者から解決金を支払ってもらうのです。

私たちマイグラント研究会へ外国人法律相談室へでは、弁護士が、労災、賃金未払いなどの労働問題をはじめ、交通事故、離婚など外国人の方々の法律問題を取り組んでいます。法律問題でお悩みの方は、「マイグラント研究会へ外国人法律相談室」までお気軽にご相談ください。中国語での相談も可能です。もちろん、秘密は厳守します。

電話 06-6223-8100

※中国語での電話相談の場合、事務担当者は日本語で対応しますが、通訳人に電話を転送するか、近日中に通訳人を通じてこちらから連絡しますので、まず初めに事務担当者にご自身の氏名と電話番号をお伝えください。

FAX 06-6223-8101

メール migrant-worker@home.nifty.jp

ホームページ http://migrant-worker.org/

[お詫び] 前回までの本欄に記載されていた、当研究会のメールアドレスに誤りがありましたので、お詫びして、上記のとおり訂正させていただきます。

对于远离祖国，在日本生活的外国人，比起日本人来，如果被公司解雇了，就意味着生死存亡的问题。尤其在留资格为“人文知识·国际业务”、“技术”、“技能”等以工作内容为前提的在日外国人。如果被公司解雇了，则意味着没法在日本停留了。我们外国人劳动者研究会—外国人法律商谈室的律师们，接到过很多商谈事例，都来自在签证到期之前被公司解雇而不知所措的外国人。

在日本，公司（雇用一方）如果没有合理的理由就不能解雇工作人员（被雇用一方）。如果有规定了期限的合同书，则更难解雇工作人员，除非有什么特殊的万不得已的理由。因此，如果你感觉到被不合理地解雇了，就应该向雇用一方确认解雇理由，尽量要求对方提出书面的解雇理由。并且，千万不要自己表示要辞职，或者在诸如此类的书面文章上签名什么的。

如果想恢复职业，应该和雇用方交涉主张解雇理由不合理，主张解雇是无效的。如果不进行就要利用行政机关的个别劳使纠纷



解决制度或者打官司。如果您不想委托律师，可以利用个别劳使纠纷制度。

如果签证的期限迫在眉睫，委托律师来申请地位保全暂定处分也是一种有效的法律手段。通常的诉讼到判决出来为止最少也要一两年的时间，所以在打官司的过程中签证就会到期。这样的话，没有了在留资格，就必须回国。或者被再允许一个月到三个月的短期停留。这时可以要求暂时保留作为工作人员的地位，并暂时拿每个月的工资。这个申请就是地位保全暂定处分。地位保全暂定处分的手续只需要两个月左右的时间就能得出结论（决定）。最终决定即使肯认了被雇用方的主张，但是雇用者不愿意为其恢复职业的话，就没法从事和签证内容一致的工作，这样很难延长同样内容的在留资格期间。但是也有很大的可能性被允许另外的在留资格，可以继续居住在日本，而且还可以暂时拿到每个月的工资。先得到这个决定，再要求恢复职业，和雇用者交涉或打官司等都会比较方便。

但是，无论怎样，如果打官司要求恢复职业，一定会花费很长的一段时间。加上控诉审可能需要两三年，在这期间，能拿到和以前同样的在留资格的可能性很小，在日本居留的地位会变得不安定。

这样的话，可以一边申请保全暂定处分以确保拿到可以留在日本的其他在留资格，一边找其他工作。如果找到了其他工作，可以在办理地位保全暂定处分的手续或者打官司的过程中和雇用者和解，以自己提出辞职为条件让雇用者支付解决钱款。

我们 外国人劳动者研究会—外国人法律商谈室 致力于居住在日本的外国人劳动者的法律问题。主要以工伤（劳灾）、不支付工资等劳动问题为主，也涉及交通事故、离婚等各种法律问题。如果您在法律方面有烦恼，请随意到“外国人劳动者研究会—外国人法律商谈室”来商量。也可以用汉语商谈。当然我们为您保密。

电话 06-6223-8100

※如要用汉语商谈，事务员先用日语应答，然后将电话转接给翻译，或者过后由翻译给您联系，所以请把您的姓名和电话号码告诉接电话的事务员。

传真 06-6223-8101

电子邮件 migrant-worker@home.nifty.jp

网站 http://migrant-worker.org/

<道歉> 曾经在本栏目上刊登的邮件地址有误，特此更正。给各位带来不便，再次表示由衷的歉意。

虹桥国际结婚相谈所

鶴橋会之聲 緊急募集在日中國女性！

観劇パーティー

入会後日本可用手机屏幕，
随时确认女性容貌等。
若彼此中意，即可安排正式见面。

日本中ブリッジ有限会社

大阪商工会議所会員
JBA日本結婚相談協会 加盟相談所

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番20号アルス大手前プレミア604号

交通：地下鉄谷町線「天満橋」駅3番出口より元大阪入国管理局方面徒歩2分。

TEL/FAX: 06-6872-4149

http://www.jc-bride.net/

QQ: 1850666653 携帯：090-9288-4179 屈先生

E-mail: akiko4121@yahoo.co.jp

紧急征婚

本人男 33岁未婚，吉林省长春市人，在三重住，大学本科学历。身高 175 cm，无不良嗜好，来日本快 10 年了，马上申请永住。在一家贸易公司上班，工作稳定。有车，有房。想找一位在日本生活的未婚女孩为终身伴侣。一定要孝顺父母。能成心过日子的。有意者可马上结婚。中国国籍的女士均可、留学生、研修生可。非诚勿扰!!!

080-5335-8158 位先生
下午3点到下午5点之间可联系

在日外国人税务问题专家 佑盛税理士事務所

※每周星期三、四有会中文以及韩文的工作人员！
※与在日外国人有 10 年（500 个会社以上）的长期合作经验！

- 日本的各种税金问题
- 投资经营的税金问题
(在日本开办遇到的各种税金问题)
- 国际税务、融资问题
- 中国公司在日本没分公司时的税务问题
- 各种税金的合理计算与返还
- 申请厨师签证、留学生变投资签证时的税金问题

有限会社 I·S·K 佑盛税理士事務所

大阪本社 大阪市中央区道修町1-3-6

tel: 06-6226-1145 fax: 06-6226-1221

isk_keisan@yahoo.co.jp

名古屋支社 名古屋市中区栄 1-23-16

tel: 052-203-1108

關西國際結婚

★3月14日（朝日新聞）（大阪版）、4月10日 NHK 卫星第一（アジアロード）栏目都介绍了本结婚相谈室。

♡26歳、会社員、初婚、短大卒、165cm、350萬円

♡32歳、会社員、初婚、大卒、175cm、400萬円

♡39歳、自營業、初婚、高卒、180cm、500萬円

♡43歳、自營業、初婚、大卒、165cm、800萬円

♡48歳、会社員、初婚、高卒、175cm、600萬円

♡50歳、会社員、初婚、高卒、170cm、450萬円

♡55歳、公務員、再婚、大卒、176cm、900萬円

♡62歳、自營業、再婚、高卒、165cm、450萬円

★在中国国内女性同时募集中

★独立相談室經營者募集中

有限公司 口イヤル

http://www.iikekkon.jp

營業時間:AM10:00~PM18:00(星期二休息)

〒581-0802 大阪府八尾市北本町2-3-9築山ビル4F(近鉄八尾駅西出口前)

TEL:072-997-1020

FAX:072-997-8050

携帯:090-6675-1331(中国語)

E-mail: info@iikekkon.jp

日本人経営の安心と安全の国際結婚相談所

在日の中国人女性を募集しています！

女性的費用全部由男方承担 女性側完全無料!!
女性に必要な費用は全て男性が負担しますので、女性の負担はありません。
※ 登録、お見合い、紹介費、すべて無料！

インターネットから簡単に無料入会！
www.happy-bridal.be

日本全国に男性会員が多く在籍！ 全国の男性と結婚可能です!!
全国の女性が簡単に入会可能です！携帯電話、QQ、Eメール、インターネット。
当社への来社は不要です。自宅から入会可能!!

国際結婚相談所 JCワールド株式会社

Softbank : 080-4393-1280 担当: 部 中国語

QQ: 1422829663 E-mail: zou825@i.softbank.jp